

医政発 0213 第 10 号
平成 31 年 2 月 13 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について

標記については、別紙「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱」を定め、平成 31 年 2 月 7 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨周知願いたい。

別紙

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下、「医療機関」という。）とする。

3 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

4 国の補助

国は、医療機関がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。